

一部自治体が手数料検討

改正廃棄物処理法の定期検査義務化で

処理業界から強い反発

来年4月に施行が予定される改正廃棄物処理法では、廃棄物処理施設の維持管理対策強化の一環として、自治体による廃棄物処理施設の定期検査が義務付けられることとなっているが、この検査を実施するに際して、一部の自治体は手数料を徴収することを検討している。国が義務付けた定期検査に対して自治体は手数料を徴収することに対して、産業廃棄物処理業界からは強い反発が出ている。最終的には自治体との判断に委ねられることになりそうだが、処理制度見直し議論では自治体の行き過ぎた独自規制や対応のばらつきなどについて見直しを求める声も出していたが、これにも逆行する可能性がある。

今回の改正で処理施設の設置者に対して、都道府県知事による当該施設の5年に一度の定期検査が義務付けられる。現状では許可を受けてから施設を使用するまでに使用前検査が義務付けられているが、それ以降は各自治体が必要に応じて立ち入り検査を行うこととなっている。今後は定期検査を義務付け、より安全性を確保することが改正の目的だ。自治体は定期検査を実施した上で必要

と判断すれば立ち入り検査を実施することになり、新たに設けられた定期検査が立ち入り検査を代替するものではない。新たに設けられた定期検査の実施に当たり、一部の自治体は当該施設の設置者から手数料を徴収することを検討している。すでに手数料について業界団体等に打診している自治体もある模様だ。これに対し、処理業界関係者からは「従来から立ち入り検査があるに

もかわらず、国が新たに義務付けた検査で、事務的な負担などが増える上に金銭的な負担も負わされるのは納得できない」と反発が出ている。産業処理業の許可申請手数料などは地方自治法に基づき、国が統一的に手数料を定めるための政令がある。しかし、今回の定期検査について環境省では「手数料を徴収することは想定しており、そのための政令規定等は設けない」と制度企画室」としている。ただ、手数料を徴収することについても「違法とは言えず、国としてもこれまで指導できるか難しい。最終的には自治体の判断に委ねたい」との見解だ。

自治体についても今回の制度は、許可を下ろしている施設すべてを定期的に検査することが必要となり負担は大きい。「手数料導入も考えざるを得ない財政状況」とする自治体関係者もいる。いずれにしても、手数料を徴収するか、その場合どの程度の金額とするかは自治体の判断となりそうだ。法改正について議論してきた中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会では、自治体との独自規制や対応のばらつきについて批判する声が多く出しており、この部分は法改正後も今後の課題として残されている。定期検査で手数料が導入されれば、さらに自治体ごとの対応に差が出るおそれもある。